

## 外国に銀行口座を持つ人が IRS への報告義務を有する可能性

記事 : Dennis Brager 弁護士、Brandon Valvo 弁護士

米国外に銀行口座を持つ人は、銀行秘密法に基づいてこれらの口座の残高を「外国銀行・金融口座報告書 (FBAR)」と呼ばれる書式 TD F 90-22.1 の提出を通じて内国歳入局 (IRS) に報告する義務を有する可能性があります。FBAR を適切に提出して口座残高を報告しなければ民法に基づく処罰の対象となり、数十万ドルの罰金や場合によっては刑罰が課される場合があります。

FBAR に対する民法執行責任が IRS に与えられたのは 2003 年 4 月ですが、FBAR 提出義務はそのかなり前に規定されています。政府が FBAR を義務付けるのは、多くの外国金融機関に課される報告要件が米国での要件とは違ったより寛容な内容であり、投資家が脱税やマネーロンダリングの目的で外国口座を使用する可能性があるためです。この結果、IRS は米国外に金融口座を持つ人すべてに毎年 FBAR の提出を義務付けています。この要件に従わないと厳しい罰則が課される場合があります。

米国人で一つ以上の外国金融口座に財産を保有する、あるいはそのような口座の署名権限を持つ人で、すべての外国口座の残高総額が暦年度内に一度でも \$10,000.00 を超えた人は FBAR を提出する義務があります。IRS は米国人を、米国市民、米国居住者（米国に物理的に居住しないグリーンカード保持者を含む）、3 年遡及試験を適用した場合に年間 183 日以上米国に物理的に居住する特定の非居住外国人、ならびに米国内に設立または組織される様々な実体と定義しています。

最近 IRS は、納税申告を行わない非居住米国納税義務者で FBAR の提出を知らずに怠ったが、その後この義務を知って要件に従いたいと考えている人を対象とする「恩赦」プログラムを施行しました。二重国籍保持者を含む非居住者で米国の納税申告書を提出していない人はこの新プログラムに参加できます。

この新しい「合理的」納税申告適合手続は 2012 年 9 月 1 日に発効しました。新手順の適用資格を持つ人は、より古い IRS プログラムである海外開示プログラム (OVDP) に基づく通常の 8 年間ではなく、過去 3 年間の税金と FBAR だけを申告すれば良いのです。また、IRS は FBAR に対する罰則やその他の罰則を課しません。参加者は、「海外銀行・金融口座報告書 (FBAR) の提出を怠った時点で自分に FBAR 提出義務があることを知っていましたか？」や「税理士を使った場合は居住国外に持つ口座／実体の存在を税理士

に開示しましたか？」などの質問が記載された質問表に必要な事項を記入する必要があります。

納税義務者は、2009年1月以降は米国外に住んでいたこと、同期間中米国納税申告をできなかったこと、また自分が「低違反リスク」者であることを証明できれば合理化納税申告プログラムの適用資格が認められます。

外国の金融口座を持つ人は、その外国口座より課税所得が発生しない場合も IRS の FBAR 提出義務を負います。FBAR は個人の連邦所得税申告時に一緒に提出するのではなく、個別に作成して報告対象暦年度翌年の6月30日までに提出する必要があります。2013年7月1日以降 FBAR 書式の E ファイリングが義務付けられています。

外国に未報告の口座を持つ人は、直ちに弁護士に相談して FBAR 提出義務があるかどうかを確認する必要があります。IRS はこの義務に違反しているとみなされるグリーンカード保持者に注目し、彼らの取り締まりを強化しています。IRS が口座を先に発見した場合は厳しい罰則が課される可能性があります。

###

[Dennis Brager](#) はカリフォルニア州弁護士会公認税理士で、内国歳入局担当主席顧問会議の元シニア弁護士を務めました。彼は Westwood にある [Brager Tax Law Group](#) の設立パートナーです。連絡先：(310) 208-6200 または [dbrager@bragertaxlaw.com](mailto:dbrager@bragertaxlaw.com)。

[Brandon Valvo](#) は法人移民問題を専門とする移民法弁護士です。彼はロサンゼルス市内にある [Valvo & Associates](#) の設立パートナーです。連絡先：(213) 689-8886 または [brandon@valvolaw.com](mailto:brandon@valvolaw.com)。